

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月12日(木) 午後2時27分から午後3時54分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	欠	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	出	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 檉市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第4 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和5年第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員8名、推進委員3名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番仁科義弘委員、8番平野耕平委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第18号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、整理番号43号から44号まで事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第18号について、関連議案となっておりますので、整理番号43から整理番号44についてご説明いたします。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

整理番号43は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は6筆、地目は畑と田、面積は合計で1,975㎡です。

整理番号44は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は6筆、地目は畑と田、面積は合計で1,975㎡です。

全ての申請地が3名の共有名義となっており、今回、譲渡人の持ち分を贈与するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

申請地の全てが3名の共有名義となっていて、今回、譲渡人が高齢で管理できなくなったため贈与することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

●番

譲渡人と譲受人の関係は。無償の場合は関係を説明してほしい。

事務局
議長

親戚関係です。

その他質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第18号、整理番号43から整理番号44は許可と決定します。

続きまして、議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、39でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は85㎡です。

今回、譲受人が露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、申請地は隣地よりも低くなるため土砂の流出はありません。

雨水については、隣地との敷地境界に水路を整備して敷地外へ排出します。

生活排水については、露天駐車場ですので問題ありません。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な露天駐車場ですので影響はないと判断します。以上です。

議長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取し

た結果、許可後速やかに施工したいとのことであり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。
以上です。

議長 　　ただ今の整理番号39の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号39は許可と決定します。

続きまして、整理番号40から42まで事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、関連議案となっておりますので、整理番号40から42についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく一時転用申請でございます。

整理番号40は、借受人●●●●さん、貸付人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は273㎡です。

整理番号41は、借受人●●●●さん、貸付人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は355㎡です。

整理番号42は、借受人●●●●さん、貸付人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は150㎡です。

今回、借受人が公共工事に伴う現場事務所及び資材等置場の整備を目的に一時転用の申請が行われました。以上です。

議長 　　事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番 　　申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、現在の地盤高から変更する予定はないので、土砂の流出はありません。

雨水については、既存水路へ放流します。

生活排水については、現場事務所及び資材等置場ですのでありません。

近隣農地への日照及び通風についても影響はないと判断します。以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、現場事務所及び資材置場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号40から整理番号42は許可と決定します。

続きまして、整理番号43について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は43でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は2筆、地目は田、面積は合計で1,289㎡です。

今回、譲受人の●●●●さんが建売分譲住宅の建設を目的に申請が行われました。以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣地との境界部分に擁壁を設置し、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、新設する位置指定道路に集水し、その後、道路側溝へ放流します。

生活排水については、下水道に放流します。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅建築ですので影響はないと判断します。以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、建売分譲住宅の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号43は許可と決定します。

続きまして、整理番号44について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号44についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は4筆、地目は畑、面積は合計で2,301㎡です。

今回、譲受人の●●●●さんが集合住宅の建設を目的に申請が行われました。以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣接地との境界は法面処理を行い、土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、敷地内に雨水枡を整備し、その後、道路側溝へ放流します。

生活排水については、合併処理浄化槽を設置し、処理水は水路へ排出し

ます。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な集合住宅ですので影響はないと判断します。以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、集合住宅の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。以上です。

議 長

ただ今の整理番号44の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、質問、意見等ございますか。

● 番
事務局

断面図にある角フリームの大きさは。

角フリームの大きさは分かりません。

● 番

フリームから水が溢れたら、法面の水が流れると崩壊する恐れがある。法面側に角フリームより高い土手を作っておくべきではないか。最低限、300くらいないといけないのでは。

敷地の勾配が1.8メートルあり、雨が降るとすごい勢いで側溝へ流れるだろう。利用する面積が2反近くあり、雨を下の側溝で全部受けることになる。300でも勾配によっては無理かと思う。屋根に降った水も側溝で受けて前の川に流すことになる。その辺りが問題ではないか。

東側の法を切った所、山からきた水はどうなるのか。山からきた水を取る水路がないと法面に流すことになるので、その水が本人の敷地に流れることになるが、その水も下の側溝で受けることになる。切った上と下に水路が必要なのでは。

盛り土の法面の所、川沿いしか側溝がない。盛り土の所は上に水路が必要だと思う。削った法面の水の処理も水路で排水されないと、後で災害が起こる可能性が高い。

法面の上の水路の勾配をどのくらいでつけるのか。100分の1や2程度では水平と変わらない。端で受けずに真ん中で受けると、受ける距離が半分になるので、その辺りは考える余地がある。

図面を出し直してもらいたい。これでは判断できない。

議 長
● 番
事務局

その他質問、意見等はございませんか。

断面図について、どこを切ったのか平面図に表示がない。

再度、図面を出し直させます。

議 長 　　今回は保留にして、次回までに図面等を出し直してもらい、それで判断するようにします。

　　続きまして、整理番号45について事務局より説明をお願いします。

事務局 　　整理番号45について、ご説明いたします。

　　本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

　　譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

　　申請地は1筆、地目は田、面積は623㎡です。

　　今回、譲受人が露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。以上です。

議 長 　　事務局からの説明が終わりました。

　　次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 　　申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

　　隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣地との境界部分に素掘りの水路を設置し、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

　　雨水については、敷地内に排水路と沈殿柵を設け、河川に接続するよう計画されています。

　　生活排水については、露天駐車場ですので問題ありません。

　　近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場ですので影響はないと判断します。以上です。

議 長 　　農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 　　農地の区分は、第2種農地と判断しております。

　　転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

　　資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。以上です。

議 長 　　ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 　　きちんと使うように言っておいてください。

議 長 　　その他質問、意見等はございませんか。

　　(質問、意見なし)

　　許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

　　(全員挙手)

　　全員賛成でございますので、整理番号45は許可と決定します。

事務局 続きまして、整理番号46から47まで事務局より説明をお願いします。
それでは、関連議案となっておりますので、整理番号46から47についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号46は、譲受人里庄町長加藤泰久、譲渡人●●●●さんです。
申請地は1筆、地目は田、面積は1,621㎡です。

整理番号47は、譲受人里庄町長加藤泰久、譲渡人●●●●さんです。
申請地は1筆、地目は田、面積は121㎡です。

今回、譲受人が露天駐車場等の整備を目的に申請が行われました。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、私の担当地区なので説明します。

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、全体的にアスファルト舗装を行い、隣地との境界部にはコンクリート土留めを設置して土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、敷地内に水路を整備し、その後、道路側溝へ放流するよう計画されています。

生活排水については、露天駐車場ですので問題ありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場の整備ですので影響はないと判断します。以上です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号46から47は許可と決定します。
以上をもちまして、令和5年第10回総会を閉会いたします。